

# 「中央省庁の障がい者雇用水増し」の大罪

ジャーナリスト 鈴木哲夫

自民党総裁選や沖縄県知事選の陰に隠れてメディアが取り扱うスペースも小さかつたが、またまた考えられないような大問題が起きている。

もはやこの国の行政に対する信頼は完全に失墜した。そして、民主主義の根幹である三権分立も完全に機能不全に陥ったようだ。

三権の中で国権の最高機関である国会は行政を厳しくチェックするという役目を放棄し、その国会を構成する政党の劣化は「ここに極まれり」だ。野党もだらしないが「与党の矜持」なども消えてしまった。

その問題とは、障がい者の雇用数を霞が関の省庁が水増ししていたことだ。

政府は、障がい者と共生する社会を目指して民間企業などに對して障がい者の雇用を義務付けていたが、同時に国や地方自治体も自らに雇用の義務を課している。

ところが、率先すべき中央省庁が雇用率を達成しているように見せかけるために、障がい者であるという

定められた基準を満たさない人たちを雇用するなどカウントして数字をでっち上げていたのだ。

どれほどのごまかしがあつたのか。

政府が公表した昨年6月1日時点での調査によると、本来、障がい者雇用の旗振り役でなければならぬ

い国の約8割もの機関で水増しが広がつていたことが分かり、その数は27の機関で合計3460人の障がい者数の不適切な算入があつたという。

その中には、たとえば障がい者ではなく糖尿病の患者を算入していたり、すでに死亡した人を含めていたりととにかくでたらめの限りだった。

ここで、つい上げによつて、これまで

は雇用率は法定の2・3%（当時の雇用率）を上回るとうそぶいていたのだ。だが、不適切な3460人を引けば、平均雇用率は1・19%に半減することになる。

省庁を個別に見ると、最も水増し

が多かつたのは、国税庁で1022人。雇用率は2・47%から0・67%

に下がつた。これに、国土交通省の

603人、法務省の539人が続いた。雇用率はそれぞれ2・38%から0・70%、2・44%から0・80%に下がつた。制度を所管する厚労省自身にも不適切な算入があつた。その後、衆議院事務局などにも見つかつた。

菅義偉官房長官はこうした調査結果を発表した同日、「障がいのある方の雇用や活躍の場の拡大を民間に率先して進めていく立場としてあつてはならないことと重く受け止めおり、深くおわび申し上げる」と謝罪した。

ところが、同じ日の各省庁の担当大臣の説明には驚いた。

「故意か誤解によるものかは今の段階では把握できていない」（加藤勝信厚労相）

（算入できる障がい者の範囲について）解釈の仕方が違つていたことに端を発している」（麻生太郎財務相）

「（障がい者を定義する）ガイドラインを幅広くとらえて計上した」（石井啓二国交相）

こんな弁明が通用するのだろうか。糖尿病患者が障がい者としてカウントできるはずがないではないか。どういう人が障がい者に当たるかが分からぬといふのか。こんな言い訳を平気でするとは閉口してしまう。

今回の問題について、障がい者団体など当事者が怒るのは当然だ。

「社会復帰へ向けて死ぬ気で頑張っている障がい者を裏切った。率先进すべき行政がまさか水増しをしていたなんて信じられない。障がい者と共に暮らすという社会の意味を分かつて欲しい」（障がい者の職場復帰を目指すNPO代表）

だが、民間企業なども今回怒りが収まらない。

「役所は障がい者の雇用問題であれこれ民間企業に厳しく注文をつけてきます。雇用を増やすことはなかなか大変ですが、うちは人事を中心に戦略や部署を新たに増やしたりあれこれ工夫してやっています。なのに役所自身はこんなにも水増しをしていたなんて、信じられないというか呆れてしましました」

「身体障がい者も一人ひとり違う。うちには、しっかりと話をしてどこに配属するか双方や職場全体がきちんと納得した上で決めています。」

「日本で真剣に取り組んでいます」と話している。

「総合商社のある役員はこう話す。

『役所は障がい者の雇用問題であれこれ民間企業に厳しく注文をつけてきます。雇用を増やすことはなかなか大変ですが、うちは人事を中心に戦略や部署を新たに増やしたりあれこれ工夫してやっています。なのに役所自身はこんなにも水増しをしていたなんて、信じられないというか呆れてしましました』

「前出商社役員は、『今回の省庁と同じような水増しなど民間では考えられない。罰金がないことをいいことに意図的な不正としか考えられない。頭を下げるだけで済む話じやない。誰の責任かをはつきりさせて、官僚が給与を返上して罰金を払うくらいのことは当たり前でしょう』と怒りは収まらない。当然だろう。

しかも、民間企業が憤慨するのも無理はない。なぜなら障がい者雇用については、民間企業に対して「障がい者雇用納付金制度」というものが適用されている。簡単に言えば「罰金」のようなものだ。

厚労省は、毎年6月1日企業に報告を求め、その結果、雇用率の2・3%が達成できていなければ、1人につき月5万円を納めなければならぬ。このほか独立行政法人も3年につき月5万円を納めなければならぬ。一度調査を受けている。

そして、このいわば「罰金」だが、2017年度には、民間企業が雇用を達成していないとされ、国に納めた金額は293億円にも上るという。ちなみに仕組みでは、この納付金のほとんどが、今度は採用基準を上回った障がい者雇用に熱心で優良企業に調整金などとして補助金として支給されることになっている。

このように民間企業は罰金の形で納付金が求められるのに對して、何と中央省庁などには罰則を課しているのだ。性善説でまさか役所たるものがこの制度を守らないわけがないのだ。性善説でまさか役所たる私ができたことから、これを取材

するということは、ハナから水増しを画策していく、自分たちへの「罰金」は除外しておこうという確信犯だったのか。

民間企業は、数値目標を達成するために相当の努力している。その結果、民間企業の障がい者雇用者は、2017年まで14年連続で過去最高を更新し続けている。

前出商社役員は、『今回の省庁と同じような水増しなど民間では考えられない。罰金がないことをいいことに意図的な不正としか考えられない。頭を下げるだけで済む話じやない。誰の責任かをはつきりさせて、官僚が給与を返上して罰金を払うくらいのことは当たり前でしょう』と怒りは収まらない。当然だろう。

## 日本政治は障がい者を隔離してきた

そもそも、日本の場合、障がい者問題への政治的な取り組みや概念、行政の仕組みや法整備などは根本的に誤っていたのではないだろうか。私は、駆け出し記者のころ、偶然現場で障がい者問題に関わるきっかけができたことから、これを取材

テーマの一つにしてきた。

日本の場合、障がい者政策は「隔離」だった。さらに「施設主義」つまり、障がいのある人を隔離して、都心から離れた場所に専門施設を作り、そこで治療やりハビリを行うというものだ。社会党や共産党など、障がい者問題に熱心だった政党もそうした予算獲得を最大の目標に掲げてきた。

しかし、世界に目を転じると、福祉の先進国は、たとえば障がい者施設が都会の中に、百貨店や商業施設の間に挟まれて建っているケースが多い。アメリカやヨーロッパなどだ。

施設から、たとえば車いすの障がい者がひとたび外に出れば、そこには健常の人混みや普通の生活や町並みがある。そこでもし道路に段差があれば、車いすの障がい者は「ちょっと手を貸してくれませんか」と気軽に声をかけ、健常者も「はい」と手を添えて持ち上げる。社会の中でもともに暮らすということ、社会復帰などという姿はそういうものだ。日常的に障がい者と健常者が共生する社会はそうしてみんなが慣れることで形成されて行く。

スロープやエスカレーターなど最低限のバリアフリーはもちろん必要だが、それを作ればオワリではない。当たり前のようにならぬが声を掛け合う社会こそが、その延長線上に障がい者雇用という当たり前の社会を作るのではないか。そういうふたベースが、政治の隔離によつて日本社会に根付いてこなかつたが故に、いまさらわざわざ数値目標を決め、罰則まで設けて障がい者の雇用を強制して行かなければならぬのだろう。

もう一つの問題点は法律だ。

終戦から昭和30年代にかけて福祉に関する6つの法律が制定された。これが日本の福祉政策の基本となる社会福祉六法と呼ばれているものである。6つとは生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障がい者福祉法、知的障がい者福祉法だ。これをもとに、福祉施設や事業の認可などが進められる。

ところがこの古い法律は、障がい者の内容や医療、社会環境など時代とともにどんどん変わつて行く障がい者問題に追いついていけなかつた。い

たとえば、私が過去取材した中で、70年代に家庭内暴力、80年代には登校拒否などが起きた。このとき、子どもたちの心や精神はどうなのかなといった問題が盛んに取り上げられた。病気なのか、精神障がいなのか、といった。しかし、どんな対応・対策を取るべきか現行法には当てはまらない。これらは、ある意味、時代が生んだ症状だ。だが、現行法では対応できないということになり、結局子供たちは精神病院に行くしかなかつた。また、親が苦渋の一大決心をして受け入れる施設を探したところで、これまで現行法の中では入れるところがない。

時代とともに、肢体不自由や知的障がいなども、次々にこれまでにはなかつたような症状やケースが出てきたが、やはり六法に当てはまらないと救済する手立ても受け入れる施設もない。そんな、法律からはみ出した新しい障がい者は、結局無認可の施設などに頼るしかなかつた。

私が1980年代に取材した福岡県久山町に作られた無認可の障がい者入所施設は、そうした障がい者を一手に引き受けて、共同生活をし

ながら農作業に従事し、自分たちが作った農産物などを販売するなどしながら、農業を通じてリハビリや社会復帰への手がかりをつかもうといふ施設だった。

設立したのは、かつて地方自治体でケースワーカーをしていた夫婦。公務員だったからこそ、法律で縛られた縦割りの福祉のあり方に身を以つて限界を強く感じ、退職して自ら無認可施設を作ったのだった。法律の外側にいる障がい者を受け入れて何とか社会へ送り出そうと久山町の町長に掛け合つて町有地の無償提供を受け、運営した施設だった。

様々な障がいのある入所者や不登校児などがそこで販売や営業の仕事を身に付けて巣立つて行つた者もいれば、入退所を繰り返す者もいた。運営費は入所代のみで、無認可施設への補助金を増額もした。

当時行政は、法律の壁があるからと敢えて無認可施設に頼つた部分もある。地方自治体は無認可施設への運営に夫婦は相当の苦労をしながらも頑張った。

ただ、こうした対処療法治的現実的な政策では、障がい者問題の「社

2018. 10 ●月刊公論 30

会での共生」という根本をしつかり考える機会を奪つてきたと言えるかもしだれない。

今回の前代未聞の中央省庁の大罪を契機に、政治の場で障がい者問題を理念にまで遡つて議論すべきだ。

障がい者だけではない。少子高齢化は止められず、高齢者が驚異的なスピードで増えて行く。町の中で、社会で、高齢者もまた年齢的にも身体的にも社会的弱者である。あらゆるハンディのある人たちと共生する社会のあり方を、インフラだけでなく、理念も含めて議論するのは政治の緊急使命だ。

しかも、ただでさえ少子高齢化や年金、医療などこれから社会保障が日本の最大のテーマになり、政府や省庁は、国民に対して厳しい制度などを提示しなければならなくなる。だが、そのときに、社会保障政策を国民に指し示す省庁自身を国民は信用できないところまで来てしまつたのが今回の問題だ。「ただ反省」「ただ謝罪」「ただ再発防止」で済むのか。相当の覚悟で省庁は国民の前に、けじめをつけることが必要であろう。

## 国会の機能不全

もう一つ。今回の問題で看過できないのは、三権分立の危機だ。

立法（国会）、行政（政府）、司法問題をそれぞれ独立しチェック機能を果たしながら成り立つのが民主主義国家。小学校や中学校で習う当たり前の話だ。

今回の障がい者雇用の水増しは、このうちの行政が犯したもの。ならば国会がすぐに行政の当事者を呼んでこれを質し、責任を追及し、必要なら厳しい立法も必要だ。ところが、閉会中審査すらやらない。

前出の水増しの数字の調査も、今後の再発防止策も行政自身でやっているに過ぎない。

自分たちでとんでもないことをやって、自分たちで調べ、自分たちで再発防止。こんなことがまかり通るのか。三権分立は、国会が徹底して行政の問題をチェックして総括しなければならないのに。

野党は、開会を求めているが、与党の自民党・公明党は閉会中審査に応じないので。

自民党的森山裕国対委員長は野

党的求めに対し、「いまの時点で全てが明らかになつてゐるわけではない。一定のことが分かつてないと無い。黙な会議になつてしまつ」と語つてゐる。

あり得ないだろう。

我々国民による国権の最高機関である国会が、これほど大きな行政の不祥事に即座に対応せずしてどうするのか。議院内閣制

で首相や大臣が第一党の自民党から出ていることもあり、自分の首を絞めることになるから二の足を踏んでいる

ようだが、第一党だからこそ、国会の役割をリードする「政党の矜持」はないのだろうか。考えてみれば、モリカケをめぐる財務省の公文書改ざんなども行政が国会を騙したものだ。三権分立から見れば、国会は行政の関係者をすべて呼んで、再発防止までやるべきだった。しかし、

